

人を対象とする医学系研究実施者認定制度の実施要項に定める講習会等について

平成 26 年 4 月 15 日制定

平成 28 年 7 月 1 日改訂

平成 28 年 9 月 12 日改訂

平成 29 年 4 月 27 日改訂

滋賀医科大学における人を対象とする医学系研究に関わる研究者の認定制度実施要項第 3 条に基づき、必須課題及び講習会等について定めるものである。

1. 下記の項目のいずれかの修了をもって必須課題を満たす者とする。※注 1

(1) ICRweb 「臨床研究の基礎知識講座（旧 臨床研究入門初級編）」

(2) 日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース[eL CoRE]

(平成 29 年度まで「科学の健全な発展のために」通読+レポート提出も認める。)

※但し、CITI Japan e-learning 「01_責任ある研究行為:基盤編(生命医科学系)」受講者は上記に代替可能とする。

2. 下記の項目のいずれかの修了をもって講習会等の単位を与える。※注 2.3

(1) 前項必須課題の履行 ※注 4

(2) 学長が認めた滋賀医科大学における「人を対象とする医学系研究」に関するセミナー受講※注 5

(3) 学長が学内 e-learning システム等を利用して配信する「人を対象とする医学系研究」を行うために必要な知識についてのセミナー等の動画視聴及び確認テストの履行

(4) 「臨床研究の基礎知識講座（旧 臨床研究入門初級編）」以外の ICRweb 各講座の受講

(5) 学長が認めた厚生労働省・学会・他大学等で実施される人を対象とする医学系研究に関するセミナー・講習会等の受講 ※注 6.7

3. 受講単位については、下記に記す

・学長が認めた学内セミナー、学内 e-learning 講習：1 単位/回

・臨床研究のための e-training center

「GCP トレーニング<前編>」「GCP トレーニング<後編>」：両方受講で 2 単位

(成績・学習履歴証明書に記載の年度の単位として付与する)

・日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース[eL CoRE] 各講座受講

(修了証に記載の年度の単位として付与する)

(平成 29 年度まで「科学の健全な発展のために」通読+レポート提出)：2 単位 ※注 4.8

- ICR-web 各講座修了：2単位 ※注 1.4
- CITI Japan e-learning
「01_責任ある研究行為：基礎編(生命医科学系)」：2単位 ※注 1.4
(修了証に記載の年度の単位として付与する)

※注 1: 受講後に発行される修了証(写)等、若しくはレポートを
教育・広報係(mail:hqsem@belle.shiga-med.ac.jp)へ申請すること。

※注 2: 必須課題を終了していない者は、2項の受講単位を満たしていても研究者認定は行わ
ない。

※注 3: 同一課題を複数回受講したものについては初回時のみ単位を付与する。

※注 4: 受講単位は修了証に記載の修了日が現年度の場合のみ講習単位として付与し、過去に遡
った単位付与および研究者認定は行わない。

※注 5: 学科・講座等のグループで開催する場合は代表者により事前に共催の申請を必要とする。

※注 6: 申請書と共に参加証(写)を倫理審査室へ提出すること。(別途プログラム等の提出が必要と
なる場合もある)

※注 7: 学長の認める講習会等の受講単位については、その内容、講習期間等により学長が適切に
判断する。

※注 8: 日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース[eL CoRE]受講と「科学の健全な発展のため
に」通読+レポート提出については別課題とみなす。